# 『地域と農業』巻頭言 「観察」 (2019.07~2021.01)

- ① 所長就任にあたって
- ② ABL としてのクミカンー金融庁の「金融検査マニュアル」廃止が意味するものー
- ③ 農協の組織
- ④ つづく農協の系統組織再編
- ⑤ 公取委の農協攻撃の焦点は共販体制か?
- ⑥ テロワール
- ⑦ あらためて食料自給率を考える

#### ① 所長就任にあたって

(『地域と農業』114号 2019.07)

急逝された飯沢理一郎前所長の後任として、急遽所長を引き受けることになりました。 飯沢前所長の意思を引き継ぎ、北海道農業・農村の発展に寄与できればと考えております。 地域農研が設立されたのは 1990 年の年末のことであり、ちょうど私が助教授になった 36 歳、まだバリバリの時です。最初の 10 年間は市町村や農協から地域農業振興計画策定の 依頼が目白押しでした。年間 150 日も出張した年があったぐらいで、設立初期ならではの 馬力のかかっていた時代だったと思います。

その後の 10 年は事務所もホクレンホームセンターから北農健保会館裏の厚生病院の人間ドック跡に移った頃からだと思います。北海道全体を見渡した調査研究が中心となり、全道の農協組合員アンケートや先進農協調査、連合会の事業調査などを精力的にやりました。農協の組織・事業に関する調査研究が次第にメインになっていったと思います。

ここ 10 年については、私の方も歳をとって先頭を切って走るのも難しくなり、事務所も福住に移ったこともあり、最初の 20 年間からみると地域農研への貢献度は減少気味でした。調査研究の中身もかつては基礎的なものが多かったのですが、短期的かつ具体的な提言が求められているようです。私もそろそろ 60 歳も半ばを迎えます。最後のご奉公で、研究所の充実を図り、北海道の農業・農村の前進面を内地やアジアに発信することに努めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ② ABL としてのクミカン

#### 一金融庁の「金融検査マニュアル」廃止が意味するものー

(『地域と農業』115号 2019.10)

金融庁が、ついに「金融検査マニュアル」を廃止するという宣言を出した。1999年につくられたものであるから、20年間、銀行はこれに縛られていたことになる。1997年には山一証券と拓銀がつぶれ、98年には長銀、日債銀の破綻と続き、金融危機が日本を揺るがせた時代の産物である。この特徴は金融当局指導型から自己管理型への転換、資産査定中心からリスク管理重視の検査への転換にあるとされる。しかし、現実には不良債権を徹底的に暴き出して処理し、放漫貸付を追放してリスク管理を徹底するというものであった。いわば、戦時体制下の緊急処置であり、2002年のペイオフ解禁に備えたものであった。

しかし、平時になってもこの体制は継続する。自己管理は名ばかりできつい検査体制が続き、嫌な流行語を借りると銀行は金融庁の検査官に「忖度」して、過度のリスク管理を続けたわけである。その結果は、いわゆる貸し渋りとなり、特に地方の中小企業が最大の被害者であった。こうした血液の滞留も地方経済の疲弊化の一因となった。

こうした事態に対し、金融庁は地域金融機関に対し 2003 年から「リレーションシップバンキング」(地域密着型金融)を提唱した。小泉内閣のころである。融資先である中小企業を活性化させることで金融機関そのものの経営強化を図るもので、貸付先と密着し、その営業強化のためのコンサルティング機能の強化が謳われた。しかし、現実には金融検査マニュアルに安住したリスク回避が重視され、その取り組みは極めて限定的であった。

それから 15 年が過ぎ、優良企業を巡る金利競争だけが進み、消耗戦が繰り返されている。そこで、金融庁はついに大ナタを振るい、「金融検査マニュアル」を廃止し、「地方再生」にむけた中小企業金融の大改革を進めようとしているのである。

リレーションシップバンキングが推奨されたとき、従来の不動産担保や個人保証による融資方式の是正として「過度に担保・保証に過度に依存しない融資の推進」が奨励され、スコアリングモデルを活用した融資やABL(動産担保金融)が注目された。

ABLは、アメリカで発達した金融方式であり、棚卸資産や売掛債権などを担保とすることで融資枠の拡大をはかる制度である。経済産業省によって 2003 年から融資スキームが検討され、動産担保登記制度の整備など普及の前提条件が整えられ、関連団体が 2007 年に ABL 協会を設立している。不動産担保・個人保証が困難である中小企業向け融資として注目されているものである。

リレーションシップバンキングは、農協事業に置き換えてみると営農指導事業の強化に他ならず、組合員農家の経営強化とともに事業拡大を図るという、営農指導事業を起点とした迂回的な拡大再生産路線に他ならない。北海道の農協総合的事業方式はまさにこの金融方式そのものであり、クミカンはABLにあたる。

クミカンは営農前に年間の収支計画である「営農計画書」を農家が作成し、それをもと に年間の運転資金の上限額が決定され、その範囲内で営農・生活資金が総合口座から貸し 付けされ、年末に精算する方式である。つまり、農協への出来秋での出荷誓約によって農

産物販売収入という未来の動産を担保とする金融、特殊な農産物担保金融なのである。 金融庁で強化されつつあるリレーションシップバンキングの一環としてソリューション 型 ABL が提案されているが、この内容は以下のようにクミカンと同じスキームである。

「実地調査と時価評価した棚卸資産をベースに正常運転資金を捉え、それに対応した短期融資の限度額(当座貸越極度額)を設定、その範囲内で自由にお金を借りたり返済したりできる融資方法」(橋本[2016]、145ページ)。

農協の営農指導事業をリレーションシップバンキングと、クミカンを ABL の先駆的形態 と位置づけ、制度の優位性と運用の高度化を図っていくことが、対外的なアピールにもつながると考えられる。

#### 【参考文献】

- (1) 坂下明彦「地域金融機関の地域密着型金融の展開と農業部門への参入」『ニューカントリー』2008 年4月号
- (2) 橋本卓典『捨てられる銀行』講談社現代新書、2016年
- (3) 坂下明彦「クミカン制度の現段階的意義」『地域と農業』2017年4月号
- (4) 両角和夫「農業金融の新たな融資手法としての ABL の活用と課題」『農業研究』31 号、2018

#### ③ 農協の組織

#### (『地域と農業』116号 2020.01)

筑波書房という農業関係の本屋さんが創立 40 周年を迎えた。ここにはずいぶんお世話になっていて、北大の協同組合学研究室でも朴紅さんの『中国国有農場の変貌』(2015年)、小林国之さんの『北海道から農協改革を問う』(編著、2017年)を出している。研究所では毎年出版助成を行って学術研究の支援を行っているが、小林さんの本は 17 回目である。20 回目の今年度は愛媛大学の板橋衛さんの『果樹産地の再編と農協』に決まったが、3 月にはこれまた筑波書房から出版される。

そんなこともあって、40周年記念出版の執筆の依頼が来た。テーマは総合農協、なかなか全国一律に述べるのは難しいので、北海道に即してということで条件づきで引き受けることにした。とはいえ、考えてみると私もこの3月で北大を退職である。一応農協論が担当であるから、何だか卒業論文を書くような気持になってきて、力が入ってくる。農協の組織や各事業のデータをかなり長期にわたって整理したが、何だか物足りない。内地と比べて北海道の農協の違いはといえば山ほどあるが、何といっても村ぐるみではない機能性にあるであろう。単協に対する連合会の位置も機能分担という分業体制の中で見えてくる。だとすると、農協の事業に即した機能集団といえば生産部会である。

ところが、生産部会の統計といえば、『総合農協統計表』に業種別生産者組織があるのみである。統計がなければつくればいい、ということで、研究所の入江さんにお願いして、108の農協資料から生産部会のページをコピーしていただいた。それをひたすらエクセルに落として、手作業のような集計をして出来上がったのが表である。最近は、インターネ

表 北海道における作目別生産部会(2018年)

単位:部会数、戸

		農協数/組合戸数	稲作	畑作	酪農 ・畜産	野菜	花き	果樹	その他	合計	農協/ 部会当り	1994年 調査
	水田	34	75	65	55	181	17	6	80	408	12.0	846
生産部会数	畑作	33	4	93	109	116	3	2	7	330	10.0	501
	酪農	15		3	60	3				66	4.4	97
	中小複合	13	22	29	67	109	6	8		241	18.5	479
	合計	95	101	190	291	409	26	16	87	1,045	11.0	1,923
構成員戸数	水田	23,171	9,708	6,072	1,275	9,390	718	166	668	27,997	69	42,308
	畑作	8,125	157	8,801	4,012	5,539	15	34	212	18,613	56	35,068
	酪農	3,010	_	48	5,300	28				5,376	81	8,005
	中小複合	9,257	2,730	2,345	2,816	6,500	235	472		15,098	63	29,173
	合計	43,563	12,595	17,266	13,403	21,457	968	672	880	67,084	64	114,554
1部会当り戸数		-	125	91	46	52	37	42	10	64	-	60

- 注1) 各農協の業務報告書(2018年度) より集計。
  - 2)総合農協108のうち記載のあった95農協を集計した。
  - 3) 労働組織、施設利用組合を除く。
  - 4)1農協内の複数の同一品目組織は1つとして集計した。
  - 5) 1994年調査は北海道地域農業研究所アンケート調査による。労働組織なども含む。

ットを引くと何でも出てくるような気がしてくるが、世の中そんなに甘くはない。やはり 大学や研究所はひたすら調べ、データを打ち込み、3日もかかってちょっとだけ新しいも のをみつけるという根性が必要である。ノーベル賞をもらった偉い人でなくとも基礎研究 の大切さは、わかるはずである。地域農研もそういう研究所でありたいし、委託側もそう いう姿勢を持っていただきたい。

やっと本題に入るが、北海道の農協を支える組織の変遷を大胆に描けばこうなるだろうか。

内地(沖縄を除く)の農協が集落をベースにした運営体制をとってきたのに対し、開発が新しく伝統的な集落を持たない北海道では農事実行組合(戦後は農事組合)をその代替としてきた。1930年代に農家 20 戸を単位として設立されたものである。1980年には9,000組織でピークをなすが、現在では3,700組織にまで減少してしまった(総合農協統計表)。購買品の取り纏めや作付け調査、クミカンの連帯保証など農協にとっては運営の基礎をなしてきた。

時代も移り変わって、農家と農協との取引も直接的なものになり、中山間地域直接支払など新しい機能を担う面もあるが、地域や生活面での協同を担う地縁的な組織に変わってきた。

これに対し、組合員組織として重要になってきたのが作目別生産部会である。これは、 稲作や酪農などの専作経営地帯ではなく、十勝やオホーツクなどの畑作複合地帯から 1970 年代以降に形成されてきた。さらに、1980 年代からは野菜作や肉牛の導入など農業所得の 向上を目指した土地利用・経営の複合化のなかで、生産部会は一般化をみせる。

地域農研では 1994 年に全道の部会アンケート調査を実施し、部会数 1,923、構成員 114,554 戸という結果を見た。それから 25 年が経過した姿が、先の表である。記載のあった 95 農協の合計で、部会数が 1,045、構成員は 67,084 戸となった。25 年前と比べて組織 数も構成員数も半減しているが、農家戸数の減少と比較すれば組織体制は強化しているといっていい。

直売部会の増加など新しい動きを確認できたが、さらに突っ込んだ調査を実施し、北海 道に特徴的な機能集団としての成長ぶりを明らかにしてみたい。調査こそ、研究所の命で ある。

#### 【参考文献】

- (1) 板橋衛「北海道における農協生産部会の組織と機能」『農経論叢』51 集、1995
- (2) 坂下明彦「経済・生活活動からみた北海道の農事組合の性格」柳村俊介・小内純子編著『北海道農村社会のゆくえ』農林統計出版、2019
- (3) 坂下明彦「総合農協の社会経済的機能-北海道の展開に注目して-」田代洋-・田畑保編『食料・農業・農村の政策課題』筑波書房、2019

#### 4) つづく農協の系統組織再編

(『地域と農業』117号 2020.04)

本号に収録されている今年度の農業総合研修会では田代洋一先生をお迎えして「新たな農協組織再編と北海道への期待」という講演をいただいた。講演の内容は、2019年度のJA研究賞を受賞された『農協改革と平成合併』(筑波書房、2018年)の紹介を基本としたものであったが、その中心は1県1農協の出現とその拡大・定着のための課題という足で稼いだ踏み込んだ内容であった。

周知のように、単協の広域合併の進展を背景として連合会組織の再編が議論されるようになり、1990年代初頭には県域連合会の再編統合を基本とする農協系統組織再編、中抜き2段階化が提起された。

そもそも農協の「合理化」は、金融自由化を軸として動いてきたものであった。しかし、 住専問題がおこり信連の中金への統合が打ち出されたものの、不良債権問題が足かせとなって信用事業系統の再編は実質的に凍結され、JAバンク構想へと転換される。その後の信連の中金への統合は10数県にとどまっている。

これに対し、経済事業系統の統合が 1998 年から進展を見せ、全農県本部としての統合 が 2004 年までに 36 を数え、中抜き 2 段が大勢を占めるかに思われた。このなかで経済連が存続したのは、北海道、東海 2 県(愛知、静岡)、南九州 3 県(鹿児島、宮崎、熊本)、これに和歌山と福井を加えた 8 道県であった。熊本では信連の統合が行われているが、県レベルでの 3 段階が存続する形態であるといえる。

このなかで想定外の動きとして誕生したのが、1 県 1 農協である。奈良(1999 年)、沖縄(2002 年)は信連を含む総合県農協であった。一方、香川(2000 年)と佐賀(2007 年)は有力農協を除く不完全合併(信連を含まず)であった。これらは、佐賀を除くと、全農統合と軌を一にしていた。県域での完全合併は難しいと考えられたが、そこに一石を投じたのが島根である。1 農協化とともに全農県本部を継承、信連も統合して総合県農協を達成したのである。これが 2015 年である。

その後、山口、高知が1県1農協型の合併を行い、合計で8県となっている。これによって、大まかに全国連ー県農協による2段階の形態が経済連存続型の3段階制と数では並んだわけである。さらに、1県1農協を検討中というのが19県と大きな流れとなっており、仮にこれが実現すると27県と、主流派を形成することになる。

これら県農協をめざす主体の大勢は信用・共済事業中心の金融型の農協であり、信連を含んだ合併になるかどうかということが重要なポイントとなるでろう。もうひとつ大きな動きは、田代講演で取り上げられた南九州の事例である。南九州3県は東海2県とともに農業県であり、ホクレンとともに経済連を存続させてきた地域である。われわれが地域農研の自主研究として独立系経済連の調査を実施した段階でも、1県1農協の可能性が指摘され、驚いた記憶がある。それが本格化すると経済連が主導するかたちでの県農協となるかもしれない。そうなれば、経済事業における県域機能を重視した総合県農協が誕生することになる。この内実を知るためには、本号でも紹介している藤田久雄『農協系統組織再編と独立経済連の位置』(筑波書房)を参照されたい。私を含む地域農研の自主研究の成果

でもある。

第二次世界大戦前で話はやや古くなるが、産業組合時代の県域組織は大方が信連と経済連の2本立てである分離型であったが、北海道は北海道産業組合聯合会(北聯)であり、総合型であった。これは当初唯一の存在であったが、経済事業が伸長する中で信連と経済連の一体化が主張されるようになり、1940年には総合型が28県と過半を超えるようになる。現在の県域組織をめぐる問題を70年前の議論にさかのぼれとは言わないが、信用事業と経済事業の総合的運営という課題はいつの時代にも付きまとっている。農協の規模が拡大する中で連合会の事業形態の議論が県域農協の議論に発展しているとみてよいであろう。農業振興という農協の原点の議論としては言うまでもないが、「余裕金」問題を時々に発現させてきた系統信用事業においても「地域」を視点とした総合性発揮のための事業形態の選択の議論は重要性を失っていないのである。

### ⑤ 公取委の農協攻撃の焦点は共販体制か?

(『地域と農業』118号 2020.07)

この間の農協攻撃は規制改革(推進)会議の審議と提言から始まり、2016 年春の改正農協法の施行、2017 年の生産資材・農産物販売に関わる業界再編のための農業競争力支援法の制定、生乳の指定団体制度の改変(改正畜安法)などがあいついだ。農協法改正とともに、監視つきの農協の「自主改革」が強制されたが、その集中推進期間も終わり、本物の改革が問われる時期を迎えている。

この間の農協攻撃のなかで政策的に動員されてきたのが、公正取引委員会(公取委)である。1回目が2005年の規制改革・民間開放推進会議第2次答申が出された時である。2007年4月には答申にもとづいて公取委による農協ガイドライン(農協の活動に関する独禁法上の指針)が発表されたが、これは不公正な取引を農協が行うことを未然に防止するためだとされた。その前に、狙い撃ち的な農協立ち入り検査が行われ、熊本県八代地域農協(2005年3月)、京都農協(2006年7月)、そして北海道の士幌農協(2006年7月)に行政処分ではない「警告」がなされた。この段階で、地域農研では研究会を設置して、独禁法の適用除外についての整理を行っている(注1)。

このあと、2010年に行政刷新会議のなかに規制・制度改革に関する分科会、農業WGが置かれ、農協に対する独禁法の適用除外見直しが検討された。これはさすがにハードルが高く、答申化はされなかった。この情勢を受けて、地域農研では、2011、12年度の2年間にわたり論点整理と北海道における農協共販を中心とする事業展開の意義についての研究を行った(注2)。適用除外見直し問題では、独禁法そのものも適用除外の枠組みもGHQによってアメリカの法制が持ち込まれたということで、その専門家である高瀬雅男教授(福島大学)に特別参加をお願いした。

アメリカでは、19世紀後半に株式会社による資本集中やトラスト(企業結合)が進展し、 その弊害を除去するために反トラスト法などが制定される。その原動力となったのはグレ ンジなどの農民運動であるが、逆に農協や労働組合に反トラスト法が適用されて設立が難 しくなるという難問の末、適用除外法等の体制が徐々に確立されていった。したがって、

	表	近年の	「不公正な取引」	に関する事案
--	---	-----	----------	--------

年	月	対象農協(出荷組合など)	処 分	法第19条の規定*	事案の内容
2009	12	大分大山町農協	排除措置命令	拘束条件付取引	直売所出荷
2010	7	新函館農協花卉生産出荷組合	警告	事業者団体による構成事業者の機 能又は活動の不当な制限の禁止	花卉組合外への出荷
2012	6	紀州田辺・みなべ梅干協同組合	警告	事業者団体による一定の取引分野 における競争の実質的制限の禁止	梅干購入価格の協定
2017	3	土佐あき農協 (現高知県農協)	排除措置命令	拘束条件付取引	支部園芸部による非出荷 者にたいする負担金
2017	10	阿寒農協	注意	優越的地位の濫用	
2018	2	大分県農協	排除措置命令	取引条件等の差別取扱い	外部出荷者に対するねぎ 部会の除名
2019	7	あきた北農協・本家比内地鶏	警告	拘束条件付取引	部会以外の出荷を否定

- 注1) 公取委の資料により作成。
  - 2)\*出荷組合などは法8条、事業者団体の禁止行為による。
  - 3) 土佐あき農協の案件以降は全て農業分野タクスフォース (2016年設置) による取扱い。
  - 4) 土佐あき農協は取消訴訟中(1・2審敗訴、現在最高裁)である。

アメリカでは事業者規定が優位であり、農協法においても排他的販売契約規定と契約違反に対する救済規定が存在している。つまり、一度設立されれば、余程の公共性に反する行為が無い限り、農協は守られているのがアメリカでの実態であるというのが高瀬先生の結論であった(注3)。「本家」と比べると、日本の公取委による農協への対応は異常といえるものだったのである。

規制改革会議の時代になると、農協に対する独禁法の適用除外の解除という荒業は、連合会を狙い撃ちにした株式会社化という離れ業へと転換された。株式会社になれば、自動的に独禁法が適用されるからである。しかし、そこから漏れた農協に対する公取委による取締り強化が、規制改革会議第4次答申(2016年5月)に盛り込まれた。農協の独禁法違反被疑行為の摘発の指示である。公取委は告発窓口と取締グループ(農業分野タクスフォース)を設置し、活動を活発化させている。独禁法違反に対する法的処置は排除処置命令、課徴金納付命令(行政処分)であり、グレーの場合には警告(行政指導)となる。農協ガイドラインの策定により違反行為の未然防止が行われるようになったはずであるが、「注意」というのが加わった。「違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、違反につながるおそれがある行為がみられたときには、未然防止を図る観点から」を行うといういささか乱暴な屁理屈であり、予防拘禁のようなものである(注4)。

その一つが、阿寒農協に対する優越的地位の濫用の疑いによる「注意」と異例の公表である。これはご存じのように生乳問屋が絡んだ指定団体制度への揺さぶりをかけたテレビドキュメントとの「連係プレー」とでもいうべきものであったが(注5)、その後の経緯はご存じの通りである。優越的地位の濫用という嫌疑も法学者から疑問視されている。

このいささか政治的なものを除くと、近年の「取締り」は、農協の共販事業に関わるもの、特に部会・生産組合に絡んだものに集中している。2010年の新函館農協では花卉組合員の組合への全量出荷誓約と違反者の准組合員化を「出荷活動の不当な制限」に当たるとして、事業者団体としての出荷組合に警告を発している。この時点では農協本体は対象にならず、再発防止に対する「要請」を行うにとどまっている。しかし、2017年には土佐あき農協に対しては、系統外出荷を行う農家に対し支部園芸部が不利益を与えたとして、支部園芸部ではなく農協本体に対して「拘束条件付取引」として排除措置命令を行っている。同様に、翌2018年の大分県農協に対しても「味一ねぎ部会」による外部出荷者への除名処分に対して農協を対象に「取引条件等の差別取扱い」により排除処置命令を行っている。

この直近の 2 つの事案は、翌年 2019 年のあきた北農協への警告ともあわせ、生産部会による全量集荷体制の努力を「拘束条件取引」などと認定して、農協に対する処分を行ったという点で新函館農協の事案から一歩踏み込み、農協共販そのものを射程とした攻撃であると言わざるを得ない。

近著である高瀬雅男「排他的販売契約と競争法」(注 6)は、アメリカにおける農協の排他的販売契約の歴史と現状を明らかにしている。反トラスト法に対する適用除外立法の歴史と重なるように、アメリカでは農協の内部行為である農協と組合員との関係において排他的販売契約を行うことは契約解除手続きが明確であれば合法となっており、第三者の横流しの勧誘さえ賠償責任を問われるケースもあるという。ここでも日米の大きな開きがある。

適用除外の「なお書き」(解除)の内容は、独禁法制定時から組合の内部・外部行為への適応をめぐって曖昧性を残しているようである。適用除外の範囲を組合の内部行為に限定し

て原則とすることが、公取委の恣意的拡大解釈を防止することになると考えられる。また、 **2016** 年の法改正によって 1 年間の専用利用契約条項は廃止されたが、高瀬論文によると 逆に専用契約は定款で定めることができるという。 農協側は高知県農協の処分取消訴訟も 難しい状況にあるようで、旗色は必ずしも良くないが、しっかりした理論武装をしなければならない。

#### 【注】

- (1) 太田原高昭ほか『「独占禁止法の適用除外と農協の対応に関わる研究」報告書』北海道地域農業研究 頭 2007
- (2) 坂下明彦ほか『農協の独禁法適用除外の見直しをめぐる論点』北海道地域農業研究所、2012、および坂下明彦ほか『独占禁止法適用除外問題 北海道のおける農協経済事業の歴史的展開と今日的役割』北海道地域農業研究所、2013。
- (3) これは高瀬雅男『反トラスト法と協同組合法-日米の適用除外立法の根拠と範囲ー』日本経済評論 社、2017 として出版されており、協同組合学会賞、JA 賞を受賞されるなど、この分野での数少ない 基本的文献となっている。
- (4) これは公取委の HP にある「違反事件の処理手続図」にも記載されていない窓口対応とでもいうべきものである。なお、注意に関する件数は公表されていないが、農業に関する窓口件数は、2016 年以降それぞれ 68、30、20、24 件である(「独占禁止法違反事件の処理状況について」(各年度))。
- (5) 坂下明彦ほか『協同組合研究のヌーベルバーグ』筑波書房、2020
- (6) 高瀬雅男「排他的販売契約と競争法」『行政社会論集』32巻4号、2020

#### ⑥ テロワール

#### (『地域と農業』119号 2020.10)

私は円山から研究所まで毎日 50 分かけて徒歩で通勤しているのだが、ちょっとたまらない配色のパン屋さんがその経路にある。高級パンの単品販売で、人気者のようだ。円山にも別の店がある。歳のせいか最近は性格がますますひねくれ、なぜ「角食」に乳製品を練りこむのかと通るたびに腹が立ってくる。何でも一つにしてしまうモノカルチャーの典型のような気がするからだ。愛好家はこのパンをどうやって食べているのだろうか。まさか、このパンにジャムをつけたり、バターを塗ったり、チーズやハムや葉っぱを挟んだりはしないであろう。別に目くじらを立てることもないかもしれないが、食文化として考えるとパンと乳製品はたしかに胃の中に入れば一緒だが、別々に食べてほしい。自分で手間をかけるのが食事の価値であり、作るにも食べるにも「時間」が大事なのである。

私のように 40 歳代まで酒とたばことコーヒーとインスタントラーメン(ただし袋麺でカップはダメ)の毎日で、栄養失調と診断されたことのある人間が食事についてとやかく言う資格がないことは自認している。60 歳で癌になり、さらになぜか病人一家となり、食事係となった私が食に目覚めたことも事実であるが、そんなことで出しゃばったりはしない。いささか学問的であり、テロワールに目覚めたのである。

もともと私の研究分野は農業史であるが、地理学、社会学、ついには人類学が加わり、 今では農村社会史をやっていることになっている。北大生活の終わりかけの頃にはゼミの 学生と和辻哲郎『風土』や梅棹忠夫『文明の生態史観』などを読んだりした。和辻の話は、 コロナですっかり人気をなくした豪華客船の旅の観察日記のようなものである。もちろん、 後の『倫理学』につながる難しい部分もあるが。日本からヨーロッパまでの「海のシルク ロード」を寄港地ごとにモンスーン・砂漠・牧場などの風土と生業に着目しながら文化圏 として記している。

一方、梅棹の文明論はマルクス史観全盛期に生態という多様性に注目した山男のエッセイであり、これは傑作の部類に入る。アフロユーラシアを斜めに横断する乾燥地帯(遊牧)との関係で農耕地帯を2分し、日本と西ヨーロッパを第一地域として共通した先進性を析出した点がミソである。ここで注目されるのは、マルクスの生産様式(経済的土台)に対して生活様式(生業)を重視した点である。

これらの昭和の戦前戦後の「地理学」的な研究を振り返ると、人間の生活様式というものは、風土とか主体と環境との相互作用のうえに成り立っているのであり、第二次大戦後のアメリカナイズされた成長主義は幻想にすぎないことが改めて確認される。まともな企業なら SDGs に取り組まなければならないほど、環境問題はひっ迫しているのである。

そのなかで、食と農との課題は、地域に根差したものとならざるを得ない。ポストコロナでどこまで「職住一致」が進むかはわからないが、人口問題においてアジア的な大都市集中構造をどこまでそぎ落とせるのかが、他方での過疎化の漸減とあわせ大きな努力目標である。都市への食資材の集中こそ、巨大なフードマイレージの浪費であり、レジ袋の廃止では追い付かないプラスチック資材の集積であり、宅配業の隆盛なのである。人口配置が徐々にではあれ分散化されれば、地域=農村における多就業と食の地域内循環がある程

度まで可能となり、ここで初めて「新たな生活様式」の可能性が広がることになる。そこでは、通勤という過密で疲労を伴う「2 時間」が生活時間に加わり、なかには自家菜園で穴だらけの有機野菜を栽倍ったり、地元の食材を仕入れてストレスのかからない食事つくる時間も確保できるだろう。テロワールはいささか頑固さを特徴とするが、地域での需要があれば新しい作物・畜産とその加工品の導入も夢ではない。この時、それでもあなたは食べますか、高級なるパンを。

#### ⑦ あらためて食料自給率を考える

(『地域と農業』120号 2021.01)

世の中には、よく使われるものの首をかしげたくなるような言葉や単位がある。今回は、その一つである食料自給率を取り上げてみよう。何故なら、この言葉は世界共通語ではなく、しかも日本では政治的に使われている用語だからである。農業政策の大きな指標となっているにも拘らず、ずっと低いままで漸減傾向にあるため農業保護派からはどうするつもりだと追求される。新自由主義者はこんなものなんだと思っているが、食料問題が発生すれば食料安保が語られ、今回のコロナ禍のもとでもその強化の必要が取りざたされる。農業の保護をめぐる指標でありながら、安保といわれるとみんながうなずかざるを得ない、物騒な言葉である。

まず、ここ 10 年ばかりの『農業白書』を振り返り、40%近辺にへばりついている不名誉な数字をいかにごまかすかに腐心する行政対応をおさらいしておこう。余りにも身近な言葉なので、食料自給率が具体的にいつどのように生まれたかは調べたことがない。私が学部生になった 1970 年代後半にはカロリーベースの自給率が普通に使われていたように思う。生産額ベースの自給率が、白書にカロリーベースと並行して載せられるようになったのは 2005 年(年度を年と表記、以下同)の食料・農業・農村基本計画見直しにより目標値と位置付けられてからであり、まだ 15 年しかたっていない。

2015年には基本計画で食料自給力指標が提示され、この数字が毎年載るようになる。潜在的な生産能力を活用すると仮定した場合の食料のエネルギー供給量を示すとされる。一方では、耕作放棄地が拡大しているわけだから、現実味のない指標である。むかし、困ったらゴルフ場にイモを植えろと言った首相がいたが、そのレベルの話なのかもしれない。2017年には「飼料自給率を反映しない食料自給率」が参考値とされ、これが今年策定された基本計画では食料国産率という意味不明の用語に格上げされている。GI(地理的表示)保護を打ち出しながら、餌は外国でも国産だと言い張るつもりのようだ。

このいろいろな用語の数値を 2019 年時点で示すと次の通りである。総合食料自給率はカロリーベースで 37%と低調のままであるが、輸入飼料を頬かむりして食料国産率とすると 46%となり、9 ポイントも上昇する。逆に言えば飼料の海外依存がいかに高いかである。食料自給率を生産額ベースで示すと、50%を超えて 69%まであがる。一人当たりのエネルギー必要量は 2,139Kcal であるが、供給量は 912Kcal、割り返すと 42.6%という現実である。しかし、頑張って米麦をつくれば 1,727Kcal、イモをつくると 2,546Kcal になるという。いささか臭い話であるが、イモだと必要カロリーを上回るという。大事な指標だからこそ、新しい用語を生み出して改善を図っているようだが、カロリーベースの数値を隠すわけにもいかず、虚しさだけが残る結果である。

白書を見ていて、さすがに面白いことを考えるなと思ったのが、2016年のコラムであり、主要輸入農産物の生産に必要な農地面積の試算を示している。それは小麦で217万 ha、とうもろこしで187万 ha、大豆で98万 ha、畜産物(飼料穀物換算)で329万 ha、その他(なたね、大麦等)で249万 ha となり、合計1,080万 ha という数字になる。国内の田畑面積は454万 ha であるから、その2.8倍の面積が必要ということになる。国内消費が海外

農産物にいかに多く依存しているかを示したものであるが、面積で示すと途端にリアリティが出てくる。危ないのはここからである。これが食料の安全保障と関連づけられると、その先にあるのは海外での農地の囲い込みである。韓国との政治的対立とは対照的に農水省は規制改革の議論などでも韓国をモデルに持ち出している。その韓国では、2010年に海外農業開発 10 年計画というのを始めており、開発輸入を含めて食料自給力なる言葉を使い始めたようである。ランドグラブ(ラッシュ)の一角をなすようだが、農水省の食料自給力にはこんな内容は含まないでほしい。しかし顧みれば、日本でも 1980 年代末からの山東省青島での日本向け野菜輸出基地の形成と残留農薬問題の発生もあったし(注1)、和牛などの開発輸入なども当たり前の時代となっている。このことも、頭に置きながら自給率や食料主権も考えなければならない。

ここに新しいファクターが加わった。基本計画で 10 年後の農林水産物・食品の輸出額を 5 兆円とする戦略が立てられたのである。韓国でも 2010 年に農食品輸出 300 億ドルという計画を立てているので後追いなのかもしれない。5 兆円といっても「水産物・食品」が多くを占めるであろうが、農産物の輸出も増えれば、自給率の分母である国内消費仕向量、つまり [国内生産量+輸入量-輸出量]が大きくなり、自給率はやや上がる。輸出促進は農産物市場の拡大にとって有益ではあるが、そこで強調されるイノベーションの主体は企業と目され、農家への波及効果の程はわからない。輸出を強調すれば、国際競争力の弱い大方の農産物の輸入を控えてほしいと言っても、いいとこ取りとの批判は免れまい。織り込み済みと居直られた場合、農業保護派はなんと反論すすだろうか。

自給率の算定式 [国内生産量/国内仕向量] は、分母の仕向量を求めるために輸出量と輸入量を相殺するという手続きが入る。例えば、穀物を 600 万トン生産する国があって、全て東部で生産されるとする。東部では 300 万トンを消費して残り 300 万トンを輸出する。一方、西部では 300 万トンを輸入して消費する。するとその国の自給率は 600 万トン / (600 万トン+300 万トンー300 万トン)=100%となる。このようなケースとして昔からドイツが挙げられている。また、中国のように広いと国内で流通させるよりも地域ごとに輸出と輸入を行った方が合理的だったりする。世界の食料自給率の比較表を目にするが、農水省が試算して作ったものであり、各国の自給率を集大成したものではない。そんなものは重視されていないのである。地域食料自給率というのも農水省の発明品である。北海道の食料自給率は 196%で、さすが食料基地だという評価もあるが、実際食卓にのぼっている農産物の自給率(食卓自給率)を計算してみると、50%程度に過ぎない(注2)。おかしな発明品である。

では、本来の自給率とは何を指すのだろうか。それは次の算式であらわされる。自給率 =1-商品化率。世界的にみると、ごく一部の都市国家を除けば、農産物が商品化される割合は徐々に増加しているとはいえ、限定的である。 =1-ロッパなどでは、穀物は牧草とともに餌として動物のおなかを通り、なかなか出てこない。お隣の中国の商品化率をみても、イモを含む食糧は 2006 年でちょうど 50%、2010 年で 59%である。米については、さらに低く 40%代である(注 3)。北海道の米の「自給率」は飯米に縁故米を入れても、 $10\sim20\%$ まで下がっている。これは 1942 年の食糧管理法によって徹底的に生産米が管理され、供出の対象となった遺産である。この食管以前には米の出回り(商品化)量・率が提示されていたのである。つまり、自給とは自分の喰い扶持であり、生きる保障、農家の安全保障だ

ったのである。ただし、これは現在の食糧安全保障に見られるような国際的な食の分配を めぐる争い、突き詰めて言えば戦争の論理とは異なり、平和の論理であった。

もちろん、いまさら個々人が自給しろというわけではないし、税金を取っている国が食の安定供給に貢献することは当たり前のことである。しかし、ベルリンにいってみれば、驚くべき広さのクラインガルテンが都市の宅地のそばにのさばっている。日本の都市構造を所与のものだと考えていたら、前進はない。コロナ禍を契機に食のちょっとした自給や農業とのかかわりのある生活様式を考えてみるべきではないだろうか。そこには農業を一つの核とした地域という交換領域を見出だすことができるのである。新しい自給率は、新しい生活様式とともに計算されることになる。

#### 【注】

- (1) 坂爪浩史・朴紅・坂下明彦編著『中国野菜企業の輸出戦略 残留農薬事件の衝撃と克服過程』筑波書 房、2006 年を参照。
- (2) 吉本諭・近藤巧・坂下明彦「食卓自給率の試算-北海道の食卓から自給率を考える-」『農経論叢』 第70集、2015
- (3) 『中国糧食年鑑』国家糧食局、2006~2010年による。
- \* 本稿執筆後、思い出して岩崎徹「食料自給率概念の再検討」(札幌大学『経済と経営』38巻2号、2008) を読み直した。こちらの方がはるかに論理的であり、併せてお読みいただくことをお勧めする。